

かすみがうら市
第3次男女共同参画計画
(案)

平成31年3月

かすみがうら市

目次

第1章 計画の基本的な考え	0
計画改定の趣旨	1
かすみがうら市の現状と課題	5
第2章 計画の内容	9
計画策定の方向	10
施策の展開	12
第3章 推進体制と進行管理	37
推進体制の充実	39
進行管理等	40

第1章 計画の基本的な考え

1 計画改定の趣旨

(1) 改定の目的

千代田町と霞ヶ浦町の合併により、2005（平成17）年に誕生したかすみがうら市では、市の基本目標の一つとして掲げた「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を目指していくためには「男女が平等な立場で共にいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現」が重点事項の一つであると考え、市誕生後速やかに、男女共同参画に関する課題の洗い出しや市民意識調査、かすみがうら市男女共同参画推進委員会の設置など、準備を進めてきました。そして、2008（平成20）年に「男女（ひととひと）共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして」を基本理念とした「かすみがうら市男女共同参画計画」を策定。さらに、その5年後の2013（平成25）年には「かすみがうら市第2次男女共同参画計画」を策定し、地域、家庭、学校教育や職場などにおける市民意識の啓発や社会参画への支援などを推進してきました。

しかしながら、2016（平成28）年度に実施した「市民意識調査」によれば、性別による固定的役割分担意識はいまだに根強く残っており、家庭や地域、職場など様々な場面における男女の地位の不平等感はいまだ払拭されていません。さらには、配偶者やパートナーからの暴力など、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の経験者が増えている現状があります。

こうした本市における男女共同参画社会に係る課題を解決し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、平等な立場で個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を目指していくためには、まずは、行政が現状を十分に掌握し、その課題解決のため、リーダーシップをとって、更なる市民の意識啓発や社会参画への支援に取り組んでいかなければなりません。これらの具体的かつ実効的な施策を推進し、「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」実現のため、2019（平成31）年度から2023（平成35）年度を計画期間とするかすみがうら市第3次男女共同参画計画を策定します。

(2) 計画期間

この計画の期間は、2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間とします。

年度	2016 (平成28年度)	2017 (平成29年度)	2018 (平成30年度)	2019 (平成31年度)	2020 (平成32年度)	2021 (平成33年度)	2022 (平成34年度)	2023 (平成35年度)
かすみがうら市	かすみがうら市 第2次男女共同参画計画 (2013～2017)			かすみがうら市第3次男女共同参画計画 (2019～2023)				
茨城県	男女共同参画基本計画（第3次）							
国	第4次男女共同参画基本計画							

(3) 男女共同参画をめぐる主な動き

年	世界・国・県の動き	かすみがうら市の動き
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(国) ・「男女共同参画社会基本法」成立・施行(国) ・女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織を改編(県) 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)を開催(世界) ・「ストーカー行為等規制法」施行(国) ・男女共同参画計画策定(国) 	
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(国) ・「DV防止法」成立(国) ・「男女共同参画推進条例」制定(県) ・「男女共同参画審議会」設置(県) 	
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「育児・介護休業法」施行(国) ・「男女共同参画基本計画」策定(県) 	
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行(国) ・「少子化社会対策基本法」成立(国) 	
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害者特例法」施行(国) ・「DV防止法」改正(国) ・内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・かすみがうら市誕生 ・「男女共同参画行政の課題について」検討
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「育児(国)・介護休業法」施行 ・男女共同参画計画(第2次)策定(国) ・少子化・男女共同参画担当大臣設置(国) ・「女性プラザ男女共同参画支援室」設置(県) 	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「男女雇用機会均等法」改正(国) ・「男女共同参画実施計画」策定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすみがうら市男女共同参画推進委員会設置要項」制定 ・男女共同参画社会市民意識調査の実施(1回目)
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「男女雇用機会均等法」施行(国) ・「パートタイム労働法」改正(国) ・「DV防止法」改正(国) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(国) ・「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすみがうら市総合計画」策定
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「DV防止法」施行(国) ・改正「パートタイム労働法」施行(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすみがうら市男女共同参画基本計画」策定
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解(世界) ・「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行)(国) 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」施行(国) ・第3次男女共同参画基本計画策定(国) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(国) ・「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定(県) 	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足(世界) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会市民意識調査の実施(2回目)
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(世界) 	
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」一部改正(国) ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成(国) ・「ストーカー規制法」改正(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かすみがうら市第2次男女共同参画計画」策定

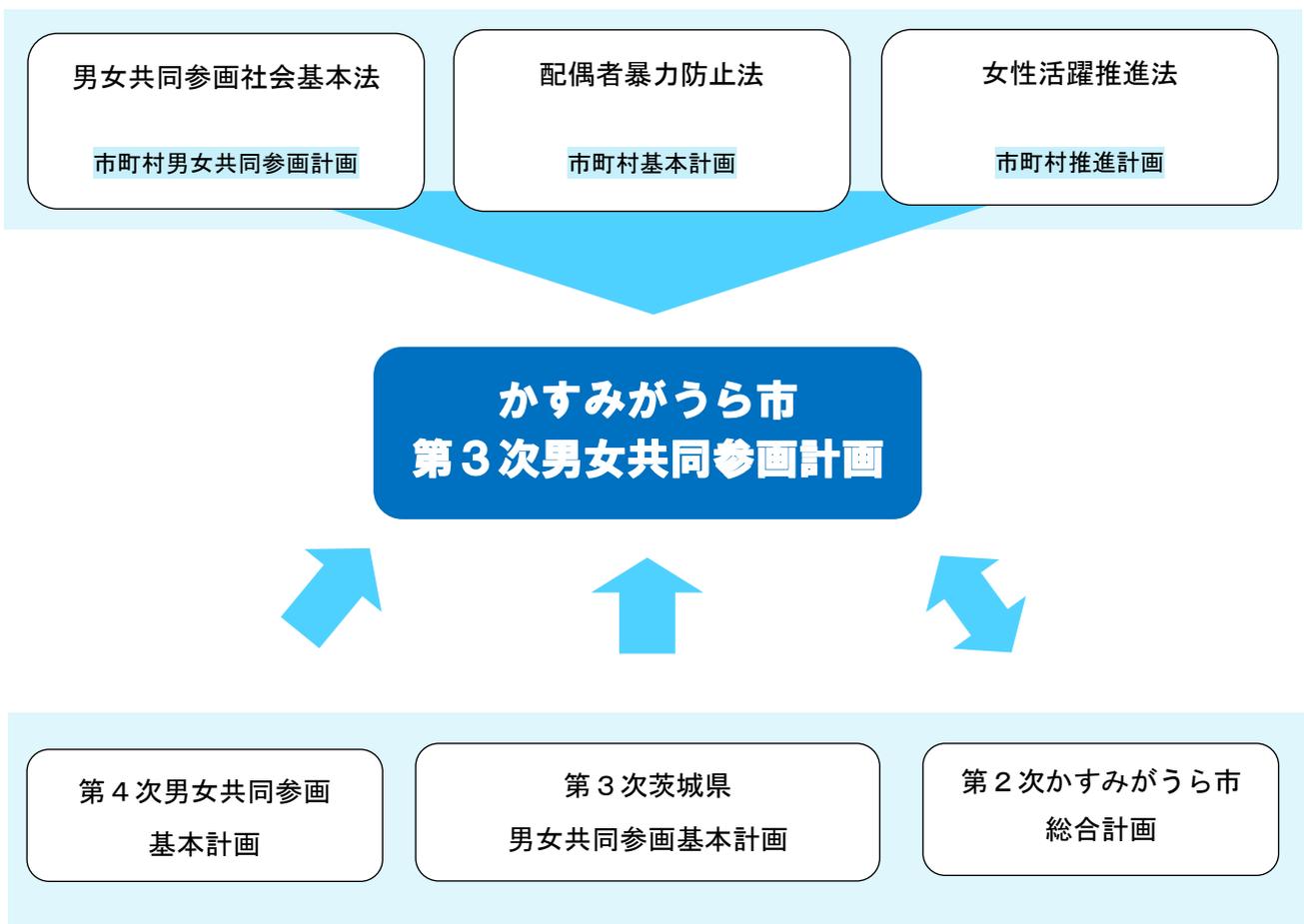
年	世界・国・県の動き	かすみがうら市の動き
2014年 (平成26年)	・内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(国) ・「ウィメンズパワーアップ会議」設置(県)	
2015年 (平成27年)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定(国) ・第4次男女共同参画基本計画策定(国)	
2016年 (平成28年)	・第60回国連女性の地位委員会(世界) ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2016)開催(国) ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定(県)	・男女共同参画社会市民意識調査の実施(3回目)
2017年 (平成29年)	・「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」一部改正(国)	・「第2次かすみがうら市総合計画」策定
2018年 (平成30年)		
2019年 (平成31年)		・「かすみがうら市第3次男女共同参画計画」策定

(4) 関連する法律、計画及びその概要

男女共同参画社会基本法 1999(平成11)年制定	男女が対等なパートナーとして社会に参画できることを目指した法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) 2001(平成13)年制定	配偶者の暴力を防止し、被害者を保護するための法律
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) 2015(平成27)年制定	女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するために制定された法律
第4次男女共同参画基本計画 2015(平成27)年策定	<p><強調している視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ①男性中心型労働慣行等の変革 ②女性採用・登用の推進や指導的地位への人材育成 ③女性が安心して暮らせるための環境整備 ④男女共同参画の視点による防災・復興対策の施策活用 ⑤女性に対する暴力根絶に向けた取組強化 ⑥国際社会への積極的な貢献 ⑦地域の主体的な取組が展開されるための推進体制の強化
第3次茨城県男女共同参画基本計画 2016(平成28)年策定	<p><強調している視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画等の教育・学習の充実 ②生涯を通してすべての人が健康で幸せに暮らせる環境の整備 ③女性の活躍と社会への参画の更なる促進 ④男女共同参画推進による豊かないばらきらしさの創出 ⑤子育てや介護の仕事との両立支援 ⑥男女共同参画の視点による人権の尊重と地域防災力の向上
第2次かすみがうら市総合計画 2017(平成29)年策定	<p><施策の方向></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民意識の啓発 ②女性の社会参画への支援

(5) 計画の位置づけ

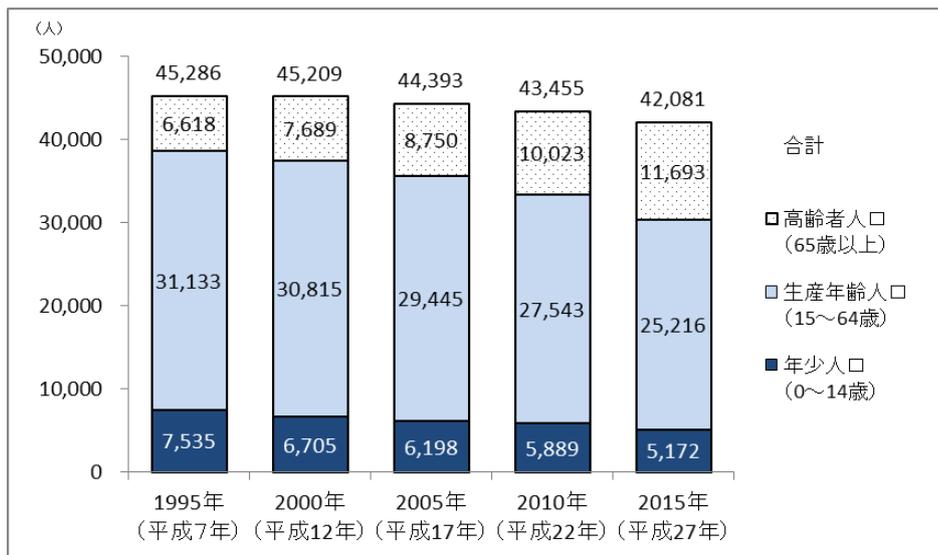
- ◆ 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、「茨城県男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- ◆ 「第2次かすみがうら市総合計画」の各分野における他の部門別計画との整合性を図った計画です。
- ◆ 「かすみがうら市第2次男女共同参画計画」(2013(平成25)年度～2017(平成29)年度)の成果を踏まえ、社会や経済情勢の変化に対応するとともに、新たな課題への取り組みを進める計画です。
- ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「配偶者暴力防止法」という。)に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」を含んでいます。
- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進計画」を含んでいます。
- ◆ 本市の特性を考慮した実効性のある計画とします。



2 かすみがうら市の現状と課題

(1) 年齢別人口の推移

人口合計、生産年齢人口、年少人口は減少傾向にあります。高齢者人口のみは増加を続けており、2010（平成22）年の時点で1万人を超えています。



※ 合計人数は年齢不詳者を含む

出典：1995(平成7)年～2015(平成27)年国勢調査

(2) 世帯の推移

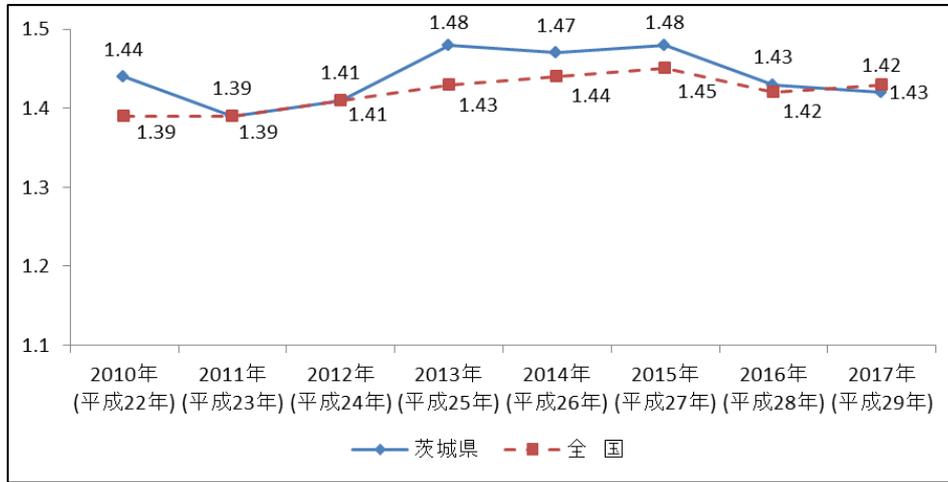
世帯数は増減を繰り返して推移していますが、1世帯当たり世帯人員は下降傾向にあり、3人を割っていることから1～2人の世帯が増加していることがわかります。



出典：2009(平成21)年～2017(平成29)年茨城県人口動態統計

(3) 合計特殊出生率の推移

茨城県は全国と同等またはわずかに多い状態で推移してきましたが、2017（平成29）年は全国を下回っています。



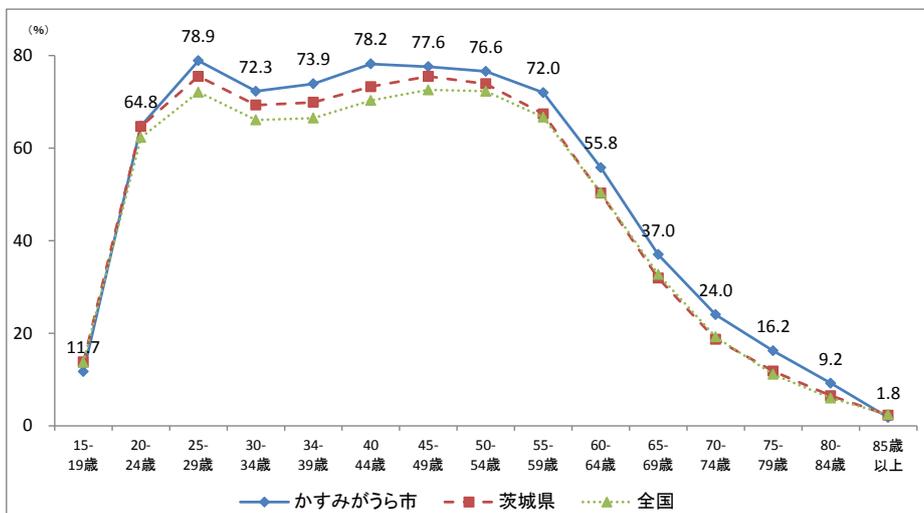
出典：2010(平成22)年～2017(平成29)年茨城県保健福祉統計年報

市町村単位では年間の出生数などの標本サイズが小さいため、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの5年間の合計特殊出生率を以下に示します。

H20-24年 合計特殊出生率	
かすみがうら市	1.50
茨城県	1.43
全国	1.38

(4) 女性の年齢別労働力率の推移

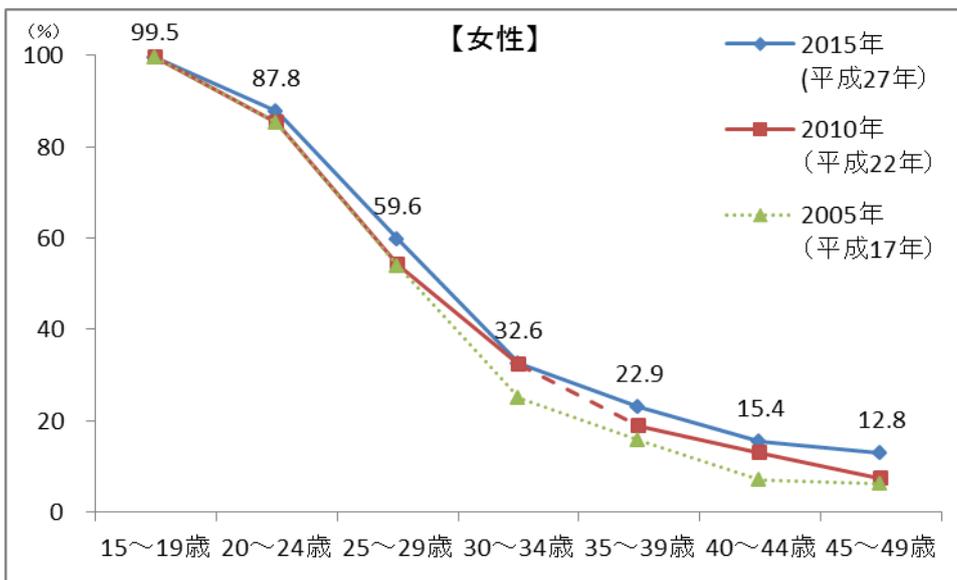
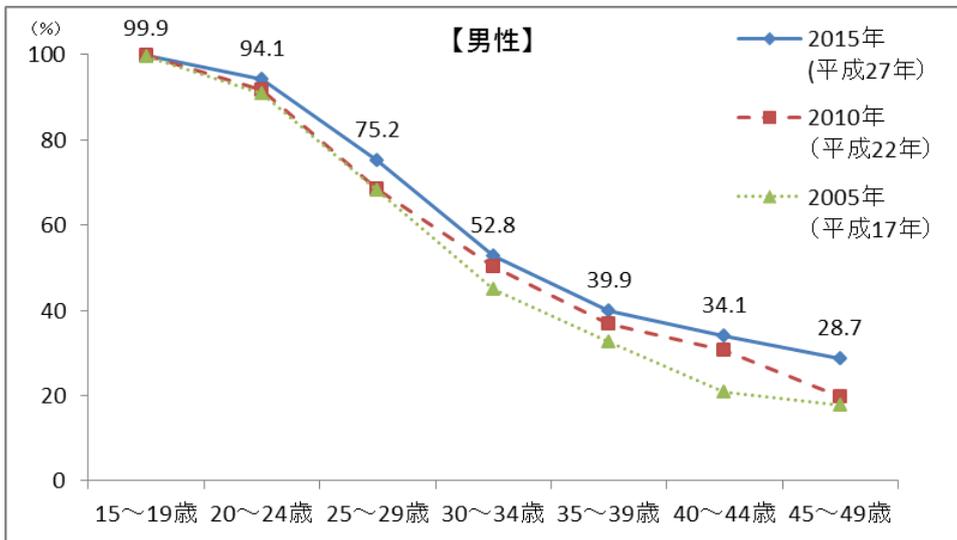
市の女性労働力率は、ほとんどの年齢層において県や国よりも高くなっています。しかし、M字型の谷部分は浅く、結婚・出産期を境に女性の労働率が低下しています。



出典：2015（平成27）年国勢調査

(5) 未婚率の推移

男女ともに未婚率は高くなる傾向にあり、20歳代後半以上でこの傾向が強くなっています。2015（平成27）年の場合、男性は女性よりも20歳代後半以上で15ポイント以上高くなっています。



出典：2005(平成17)年～2015（平成27）年国勢調査

第2章 計画の内容

1 計画策定の方向

(1) 基本理念

この計画の基本理念は、以下のとおり男女共同参画社会基本法の基本理念に基づいたものとし
ます。

かすみがうら市では「男女（ひととひと） 共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして」を
基本理念として、男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担い、だれもがその個性を發揮し、豊
かな地域社会を形成することを目標とします。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 国際的な問題

◆男女共同参画社会とは◆

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参
画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受する
ことができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。（男女共同参画社会基本法第2条抜粋）

(2) 重点項目

計画期間の5年間に、積極的に取り組む内容を、3つの重点項目として決めました。

- ★ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発
- ★ 女性の活躍と社会への参画促進
- ★ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

(3) 施策の体系

基本目標	基本施策	施策の方向性
基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画社会の実現をめざした意識づくり	市民の意識啓発	世代やターゲットに応じた意識改革のための講座等の開催 男女共同参画に関する調査の実施及び情報提供 わかりやすい言葉を使った広報・啓発活動
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	政策・方針決定過程への女性の積極的な登用 地域・団体のリーダーや役員への女性の参画促進 行政への参画機会の拡充
	子どものころからの男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実	子どものころからの男女共同参画視点に立った教育・学習機会の充実
基本目標 2 仕事と生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）するまちづくり	だれもが働き続けることができる職場環境の整備	女性の就業・活躍の支援 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 職場環境整備のための情報提供・意識啓発
	男女共同参画における子育て・介護支援体制の充実	保育サービスの充実 地域で支え合う子育て環境の整備 子育てにかかる相談支援体制の拡充 介護にかかわる相談支援体制の充実
	あらゆる暴力の根絶	家庭内暴力の発生を防ぐ体制づくり 相談・支援体制の充実 関係機関との連携強化
基本目標 3 さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らしづくり	安全な暮らしへの環境整備	生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ライフステージを通じた女性の健康支援 各種ハラスメントの防止
	地域防災における女性の参画推進	女性を含む防災組織の設立・育成促進 女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり
	地域・家庭における男性の参画支援	家事・育児・介護等に対する男性の参画促進 地域活動における男女共同参画の推進
基本目標 4 だれもが共に参画する活力あるまちづくり	計画の総合的な推進体制の充実	庁内における男女共同参画の推進 計画の円滑な進行管理

2 施策の展開

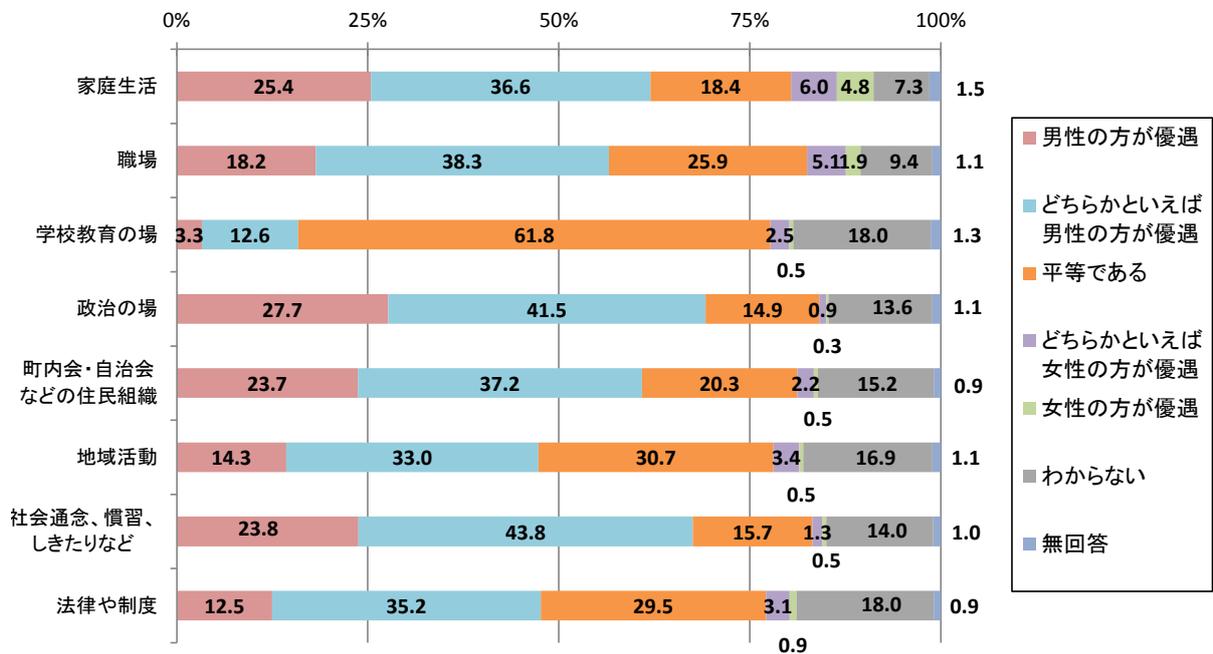
基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画社会の実現をめざした意識づくり

施策 1 市民の意識啓発

法制度の整備が進むとともに、性別による役割分担意識の解消は進みつつあることがうかがわれますが、分野によっては依然として性別による参画の仕方に偏りがみられます。家庭や学校教育の場、地域社会等、社会全体に男女共同参画の考え方が広がる必要があります。

さまざまな世代にとっての男女共同参画への取り組みを強化するなど、あらゆる分野において男女共同参画に関する意識啓発や情報提供の機会を設け、さらなる男女共同参画の社会の実現を目指した取り組みを推進します。

◆男女の地位の平等感◆



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

1 世代やターゲットに応じた意識改革のための講座等の開催

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
1	男性参加の料理教室・介護教室等の開催	家庭教育に関する講座、男性の料理教室講座の開催等により、男性の家事・介護への意識を高め、参加促進につなげている。	介護教室や健康教室の開催を通して男女共同参画による家事・介護の必要性・知識を学ぶ。	介護長寿課 市民協働課
2	妊婦教室や乳幼児健診への父親の参加の推進	妊婦教室については、「家族一緒にのマタニティ教室」とネーミングし、家族一緒に子育てする大切さを伝えている。内容は、2回1コースで、1回目に、助産師、栄養士からの話。また、先輩ママパパとの交流を行っている。2回目は、父親にも妊婦の“大変さ”を理解してもらうために、父親妊娠疑似体験を行ったり、歯の大切さを理解してもらうために、歯磨きの実技や夫婦での相互練習を行っている。また、スキンシップの一環として沐浴の講話・実技を行っている。	妊娠、出産、育児について夫婦で学び、父親の積極的な育児参加を推進する。	健康づくり増進課
3	子育て世代を対象とした「家庭教育学級」での意識啓発	保護者の教育力を向上の一助とするため、小中学校単位でその保護者を対象に年3～5回程度開講。そのうち1回は人権に関する内容としている。	「男女共同参画」を人権のテーマの一つとして取り入れるよう努める。	生涯学習課
4	高齢者を対象とした「高齢者大学」での意識啓発	高齢者を対象に生きがいづくり、仲間づくり、健康づくり、居場所づくりなどの目的のために、新たな体験や学習をする機会を提供(年8回程度)。	「男女共同参画」を人権のテーマの一つとして取り入れるよう努める。	生涯学習課
5	各種講座で活用できる講師の紹介やプログラムの作成	取り組みなし	上記のような意識啓発講座に活用できる講師の発掘、登録やプログラムを作成し、講座推進課と連携して実施する。	市民協働課

2 男女共同参画に関する調査の実施及び情報提供

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
6	意識調査の実施及び調査結果等の情報公開	第3次男女共同参画計画策定にあたり広く市民の意見を取り入れるため、2016（平成28）年度に市民意識調査（アンケート）を実施し、1,733人の意見を聴取できた。	意識調査の結果を反映した計画づくりと策定後の計画の進行管理に努めるとともに、本計画の概要版の配布、ホームページへの掲載などにより広く市民への周知に努める。	市民協働課

3 わかりやすい言葉を使った広報・啓発活動

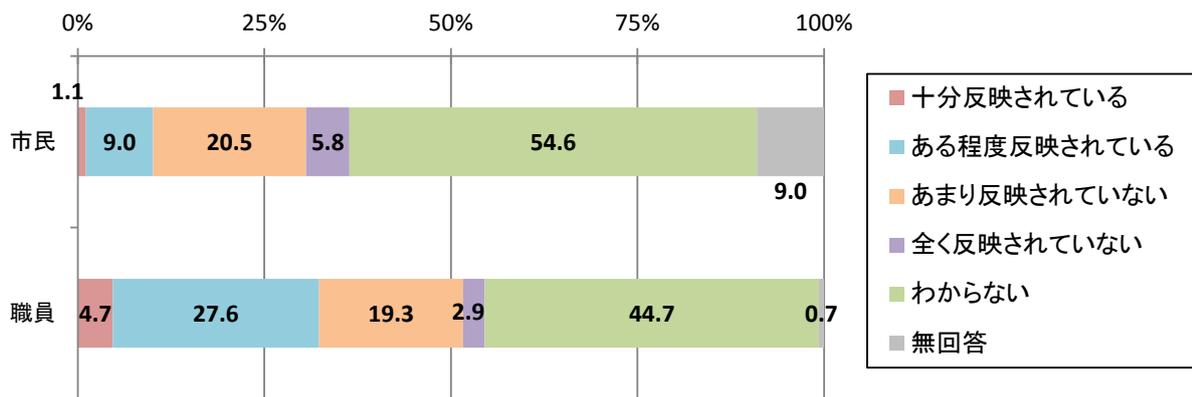
No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
7	広報誌・ホームページを使った情報提供	毎年実施している男女共同参画に伴う出前講座の内容について、広報誌やホームページに掲載している。	市の各部署で取り組む男女共同参画に関する事業や市民が取り組む事例などを市民協働課が掌握に努め、その事例を広報誌、ホームページ等で積極的に紹介していく。	市民協働課

施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

かすみがうら市役所は、全市内の事業主のモデルとして、「特定事業主行動計画」に設定された数値目標を達成するべく、積極的に取り組むことが求められます。市内の施策が男女共同参画社会実現の牽引車となるためには、職員等を対象とした意識啓発研修の実施、女性が活躍する組織のモデルとして、女性管理職比率の向上や、職員採用・昇任等における男女共同参画の推進が不可欠です。そして、それらの方向性を協議しまとめあげていく、市内組織の強化も同時に求められます。

また、事業所のみならず、あらゆる分野への女性の参画を推進するため、地域団体等との連携も強化し、男女共同参画社会の推進を図る人材育成に励むよう努めます。

◆市の政策に女性の意見が反映されていると思うか◆



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

1 施策・方針決定過程への女性の積極的な登用

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
8	庁内関係各課への働きかけ	第2次計画の際に市の審議会における女性の割合目標を立てたが、達成できていない。	第3次計画において、新たな目標を立て、庁内関係各課に施策・方針決定への女性の積極的な登用を働きかける。	市民協働課

2 地域・団体のリーダーや役員への女性の参画促進

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
9	講座や情報提供の実施	2013(平成25)年、2014(平成26)年に男女共同参画講座を開講したが、その後は市単独では未開催。現在は、茨城県女性プラザや他の市町村、関係機関等からの周知・広報依頼によるチラシやポスター等の配布・掲示をしている。	女性団体等を所管している部署と連携を図り、地域・団体のリーダーや役員への女性の参画促進に資する講座等の開講を目指す。	市民協働課

3 行政への参画機会の拡充

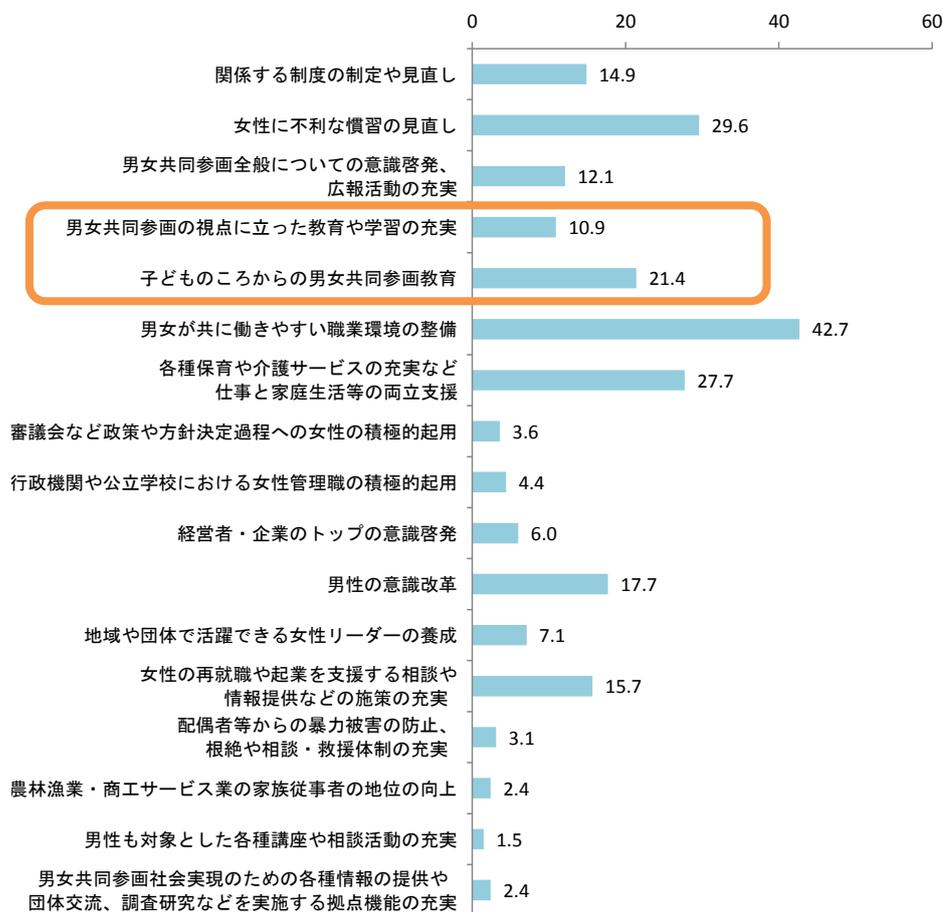
No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
10	市民意見の募集、聴取などによる行政への参画機会の提供	第3次計画策定にあたり広く市民の意見を取り入れるため、2016(平成28)年度に市民意識調査(アンケート)を行った。	女性の参画機会の拡充を図るため意識調査の結果を反映した計画づくりと策定後の計画の進行管理に努める。	市民協働課

施策3 子どものころからの男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識することが重要であり、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習は大きな役割を担っています。

特に、幼少期の教育は重要であり、小さい頃から活動の中で個々の能力を生かしながら互いの理解を深め、協力の重要性を学んでいけるよう、男女平等の視点に立った保育・教育を推進していくことが必要です。

◆男女共同参画を実現するために、市が今後力を入れていくべきこと◆



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

子どものころからの男女共同参画視点に立った教育・学習機会の充実

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
1 1	県の指導資料を有効活用した人権教育の授業等の実施	県の指導資料を活用した校内研修や授業を実施。	県の指導資料を効果的に活用できるよう各学校人権教育担当教師向けの研修会を開催する。	学校教育課
1 2	学校教育全体を通じた人権教育に関する指導の充実	発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育に関する行事の実施や日常的な取り組みの指導の充実に努めた。	市教育委員会主催の教師を対象とした人権教育研修会を継続し、人権教育の意識を高める。	学校教育課
1 3	自らの意思で進路を選択する能力・態度を身に付けるための進路指導の推進	児童、生徒等が自らの意思で進路を選択決定するため、小学校では職場見学、中学校では本市で働く大人を招いての出前授業「子どもミライ学習」や職場体験を実施している。	中学1年生で実施していた「出前授業」を小学6年生に移行し、中学校での進路指導をより充実させたものにしていく。	学校教育課
1 4	児童・生徒の道徳性の育成	いじめ対策関係事業によるCAPいばらきいじめ防止プログラムや道徳教育研修会、計画訪問を実施。	いじめ防止プログラムを継続し、児童・生徒の道徳性の育成を図る。また、2018(平成30)年度から開始した若手教員対象の道徳教育研修会を継続して、指導力の向上に努める。	学校教育課
1 5	自身の自立に役立つセミナー等の開催	固定観念や性差にとらわれることなく、個性と能力を活かし、幅広い視野を持って、自分らしく社会のあらゆる分野で共に活動していくことの大切さを目的として、小・中学生を対象とした男女共同参画出前講座を実施。	内容の見直しを図りながらプログラムを拡充して継続実施する。	市民協働課

基本目標2 仕事と生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）するまちづくり

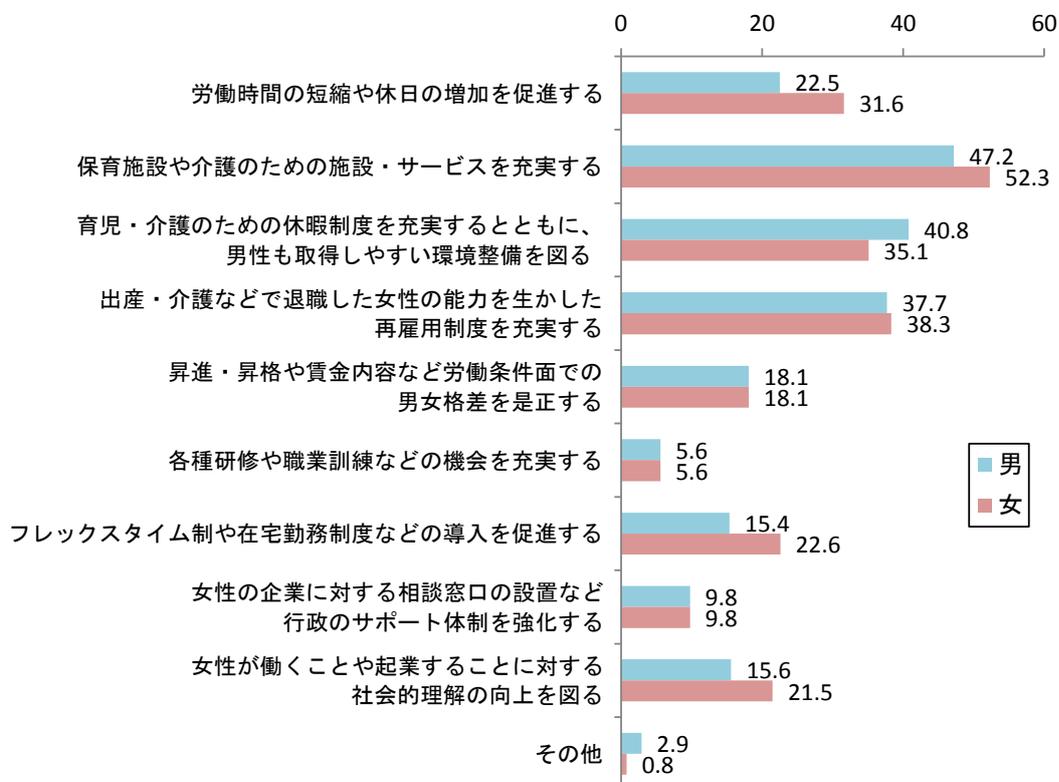
施策1 だれもが働き続けることができる職場環境の整備

この目標2の施策1は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」として位置付けています。

男女共同参画推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方が選択できる環境の整備も求められます。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進していきます。

また、市内の企業に対して、出産・育児・介護などの休暇を男女分け隔てなく取りやすくするための職場環境や待遇の改善などに取り組んでもらえるよう意識啓発に努めていきます。その一環として、市役所においては市内の事業所の一つとして「事業主行動計画」に基づき、率先垂範すべきところを示せるよう努めていきます。

◆職場における男女の地位の平等感◆



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

1 女性の就業・活躍の支援

No.	事業項目	現状	今後の取り組み	担当課
16	女性の就職支援	県、他市町村、関係機関からの周知・広報依頼によるチラシやポスター等の配布・掲示を実施している。	関係機関と連携し、各種セミナーや支援制度の情報提供を行い、女性の就職支援を推進する。	市民協働課 観光商工課

2 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

No.	事業項目	現状	今後の取り組み	担当課
17	企業への育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供	県、関係機関からの周知・広報依頼によるチラシやポスター等の掲示により啓発を行っている。	茨城県と連携し、市内事業所における育児・介護休暇制度等の活用拡大を図る。	観光商工課

3 職場環境整備のための情報提供・意識啓発

No.	事業項目	現状	今後の取り組み	担当課
18	事業者等における先進事例や事業者向け支援制度等の紹介	県、関係機関からの周知・広報依頼によるチラシ等により啓発を行っている。	国や茨城県による中小企業融資制度を紹介するとともに、先進事業者等の事例を紹介することで、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を進める。	観光商工課
19	事業主行動計画の策定とそれに基づく施策の推進	2016（平成28）年にかすみがうら市役所として事業主行動計画を策定し、職場環境や待遇の改善に関する施策を推進している。	市内の民間事業所においても同様に取り組んでもらうよう意識啓発に努める。	総務課 市民協働課

◆事業主行動計画とは◆

次世代法及び女性活躍推進法において、それぞれの法に定める目的を達成するため、一定規模以上の民間事業主にあつては「一般事業主行動計画」を、国や地方公共団体にあつては「特定事業主行動計画」を策定し、具体的な目標や取組みを位置付けることとされています。

施策2 男女共同参画における子育て・介護支援体制の充実

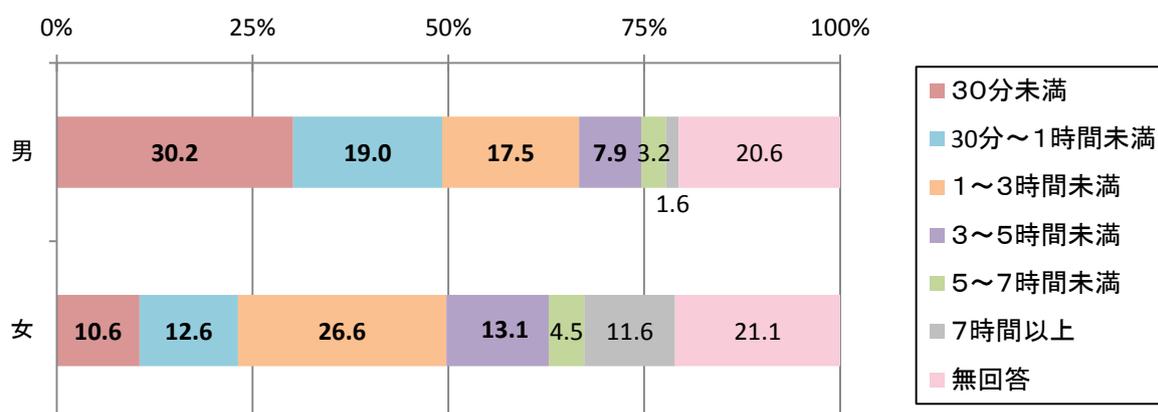
男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

さらに最近では、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする中高年男性の介護離職も問題となっています。

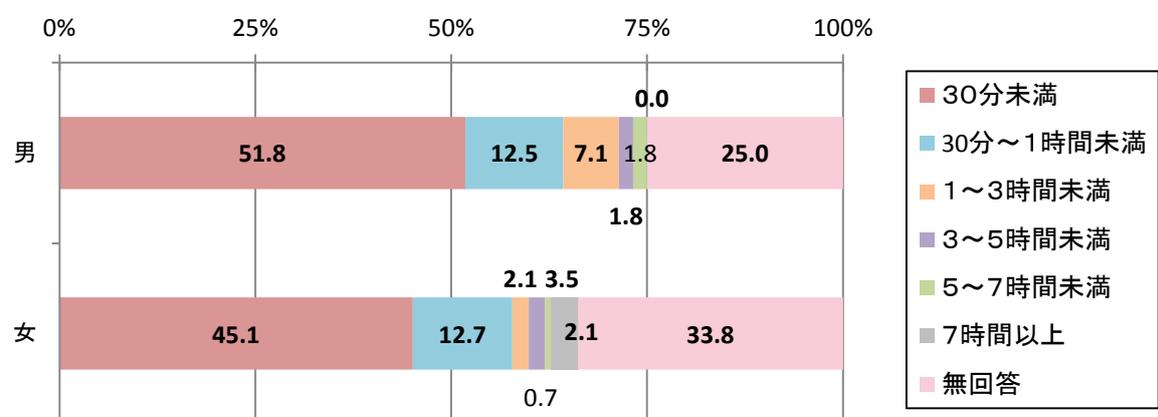
ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに、家事・育児・介護等に参画できるような環境整備に努めるとともに、多様化する子育てニーズや高齢者・障害者等の自立や介護に関わるニーズに対応できるよう、各家庭の状況に応じた社会的支援を充実することが求められています。

◆平日（月曜～金曜）育児と介護にかかる平均時間◆

<育児>



<介護・看護>



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

1 保育サービスの充実

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
20	保育士の安定確保に向けた取り組み	ハローワークと連携し、市内の保育士募集のための見学ツアーを継続して実施している。	左記事業と連動する形で、保育士をはじめとする福祉関係の仕事を志望する首都圏の若年層を対象に、移住定住に向けたツアーを実施する。	市民協働課 子ども家庭課
21	乳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かり保育などの充実	保育士不足の深刻化により、保護者の就労形態の多様化、特に女性の育休取得後の早期復帰に向けた受入をはじめ、配慮を要する児童の受入、一時預かり保育の実施が困難となっている。	保育士の業務負担軽減により、働きやすい環境づくりを推進することで離職防止を図りつつ潜在保育士の掘り起こしにつながるような支援策を推進する。	子ども家庭課

2 地域で支え合う子育て環境の整備

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
22	放課後児童クラブの実施による子どもの放課後居場所づくりの整備	小学校の余裕教室や児童館等を活用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図っている。	2022（平成34）年度に千代田中学校区小学校が統合開校となるため、児童クラブの新設が必要となる。小学校余裕教室の活用や民間事業者との連携・協力などにより、子どもに対する放課後の居場所を確保する。	子ども家庭課
23	ファミリーサポートセンター事業の実施	2017（平成29）年11月1日から運用開始。 地域において「子育ての援助をしたい方」と「子育ての援助を受けたい方」たちが会員となり、子育てが大変なときに支え合う育児の援助活動を実施している。	事業回数の増につながるような援助会員の募集及び援助活動の周知徹底を図る。	子ども家庭課
24	放課後・土曜日学習支援事業の実施	「地域の子どもは地域で育てる」を基本理念に、下稲吉中地区では下稲吉中地区三校連支援ボランティアにより、放課後と土曜日の学習支援が、霞ヶ浦中地区では寺子屋運武館により、土曜日の学習支援が開催されている。	市民ボランティアによる事業が安定的に継続できるよう、行政が後方支援していく。	生涯学習課

3 子育てにかかる相談支援体制の拡充

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
25	子育て支援センター事業による専門的なスタッフの養成と相談体制の充実	保育士不足の深刻化により、子育て支援センターにおいて家庭内保育を行っている親子を対象として行う乳幼児活動や相談事業、交流参加型事業の実施が困難となっている。	保育士の業務負担軽減により、働きやすい環境づくりを推進することで離職防止を図りつつ、併せて潜在保育士の掘り起こしにつながるような支援策を推進する。	子ども家庭課
26	育児に取り組む家族の悩みなどに対する相談・支援体制の充実	0歳から乳幼児の育児相談を予約制で、毎月1回行っている。保健活動を業務分担の他に地区担当制を導入していることで、家族ぐるみの支援、相談に応じる体制を整備している。	地区担当制により家族ぐるみの支援相談体制の拡充を図る。また、関係機関との連携を強化していく。	健康づくり増進課

4 介護にかかわる相談支援体制の充実

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
27	介護に取り組む家族の悩みなどに対する相談・支援体制の充実	介護予防ケアマネジメントの作成、総合相談、権利擁護、楽だカフェ（認知症介護の息抜きの場）、認知症相談を行っている。	窓口や支援内容の周知に積極的に取り組む。	介護長寿課

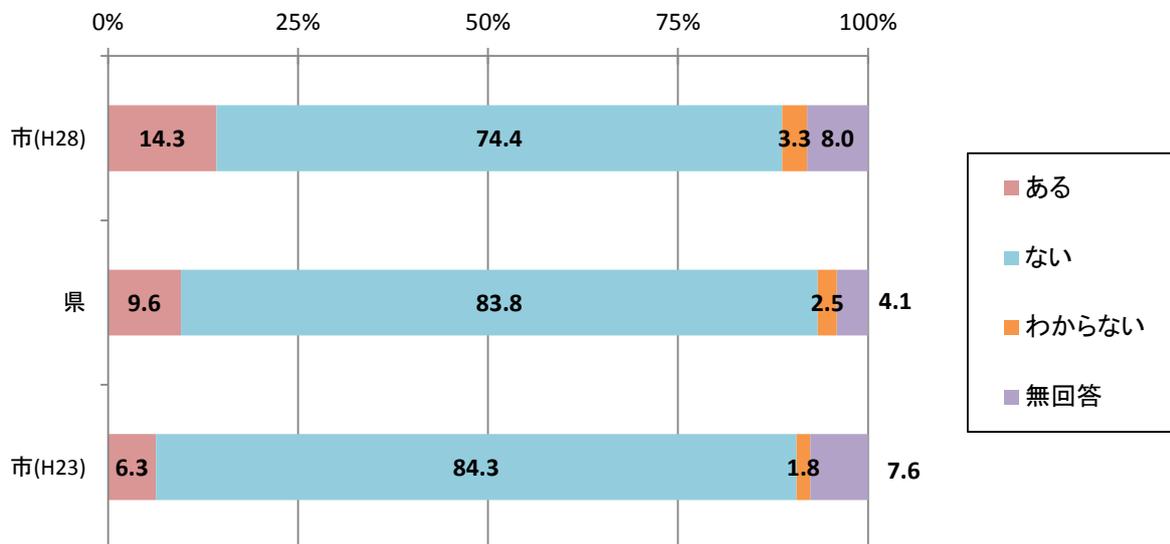
基本目標3 さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らしづくり

施策1 あらゆる暴力の根絶

この目標3の施策1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」として位置付けています。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力には、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要などがあり、被害者の多くが女性です。その他、ストーカー、性犯罪、メディアにおける性暴力表現など、あらゆる暴力を根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者支援のために、各関係機関と緊密に連携し、体制の充実を図っていきます。

◆配偶者（元配偶者も含む）や恋人から暴力を受けた経験◆



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

1 家庭内暴力の発生を防ぐ体制づくり

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
28	暴力防止についての広報啓発	県や関係機関からの周知・広報依頼によるチラシの配布を実施している。 また、DV防止の啓発として「女性に対する暴力をなくす運動」の一環で、パープルリボン運動を実施している。	市独自の DV 防止の啓発事業に取り組む。	市民協働課

2 相談・支援体制の充実

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
29	専門の相談員による相談・支援体制の充実	ハートフル相談員等により配偶者からの暴力による被害者のための相談、緊急時の安全確保、自立支援を行っている。 家庭児童相談員等により、虐待予防・早期発見に努め、専門的な助言や指導を行っている。 保育支援相談として、保育所等を訪問し、配慮を要する児童の相談を受け、児童への関わり方について助言や指導を行っている。	関係機関と連携しながら、今後も暴力の防止、児童虐待予防及び早期発見に努める。	子ども家庭課
30	検診、訪問等での相談しやすい体制づくり	健診では、色々な相談に応じられるよう保健師、歯科衛生士、栄養士、心理士、助産師、看護師等で対応している。また、訪問に関しては、地区担当制を導入している。	子育て世代包括支援センターにも専門職を配置し、妊娠期から子育て期まで対応できる体制整備を推進する。	健康づくり増進課

◆子育て世代包括支援センターとは◆

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな質問や悩みを相談できるワンストップ窓口です。母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。

3 関係機関との連携強化

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
31	女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）、警察、児童相談所等との連携及び情報の共有化	関係機関とDVや児童虐待に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力のもと、それぞれの役割を分担しながら対応している。	DV や虐待に関しては、家庭環境等複雑な要因のケースがあるため、母子等を安全に保護できるよう、関係機関との更なる連携強化に努める。	子ども家庭課
32	要支援・要保護児童の支援体制の強化	要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議等を開催、関係機関と連携し、虐待の防止対策や要支援・要保護児童の早期発見や適切な支援を図る。	今後も、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携強化を図り、児童虐待防止に努める。	子ども家庭課

施策2 安全な暮らしへの環境整備

男女共同参画社会は性別にかかわらず、誰もがその人らしくいきいきと生活できる社会の実現を目指しています。高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等、性や人種の違いによって差別されたり、生活困難な状況に陥ったりといったことのない安心して暮らせる環境づくりが求められます。

一人ひとりの違いを個性として肯定的に受け入れ、生活課題を抱えている人や支援を必要とする人に自然に手を差し伸べられる社会を築くとともに、必要な支援に的確につなぐことができるよう制度の充実を図っていきます。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントが大きな問題となっています。誰もが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画を阻むあらゆるハラスメントを未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成していくことが必要です。

さらに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に留意しながら、妊娠や出産をはじめとする性や健康について男女共同参画の観点から適切な支援を行っていくことが重要です。



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、1994（平成6）年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言」及び「行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策の方向性

1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
33	生活困窮者へのきめ細かい支援	就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状態に応じた包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図っている。	関係機関との連携強化を図り、事業の周知や利用促進、支援体制の強化をするとともに、生活困窮者の自立を促していく。	社会福祉課 社会福祉協議会
34	ひとり親家庭等へのきめ細かい支援	ひとり親家庭等に対する相談支援を行うとともに、就労や子育てなど自立に向けた支援を行っている。	ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報の提供、また、経済的な支援や相談支援、就労支援等の充実に努める。	子ども家庭課 社会福祉協議会

2 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
35	相談体制の整備	高齢者福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児童福祉計画等との連携を図り、安心安全な生活の支援を行っている。	男女共同参画の視点で、さまざまな困難な状況に置かれている高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備を進め、多様性に配慮し、市民にとってわかりやすく身近で相談しやすい相談体制をつくる。	社会福祉課 介護長寿課

3 ライフステージを通じた女性の健康支援

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
36	妊娠・子育て等に必要な情報提供	妊娠届出時等での妊婦面接で、妊娠、出産に困難を感じていないか等を確認し、妊娠、子育て等に必要な情報を提供するなど、健康支援に努めている。	安心して安全に子どもを産み、育てていけるよう、妊娠、出産、子育てにわたってさまざまな情報を提供し、切れ目なく支援を行っていく。	健康づくり増進課

4 各種ハラスメントの防止

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
37	セクハラ、マタハラ、パワハラ等の防止対策の推進	県や関係機関からの周知によるチラシの配布を実施している。	チラシやHP、広報などにより、継続して市民や企業に対してハラスメント防止についての理解を促進するとともに、必要に応じて国や県の相談窓口の情報提供に努める。	市民協働課

基本目標4 だれもが共に参画する活力あるまちづくり

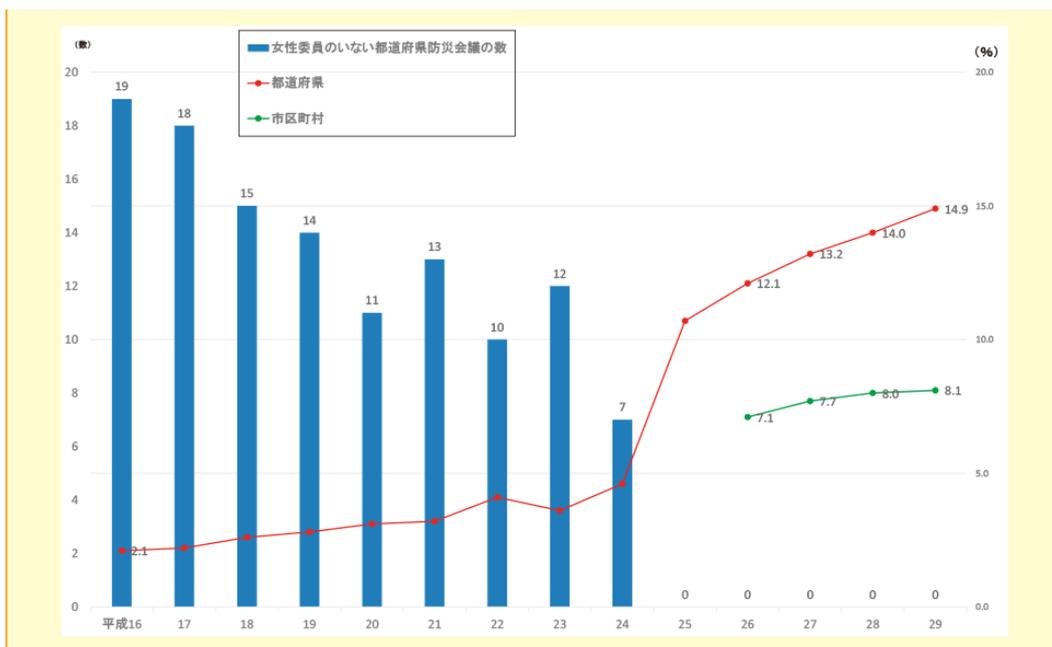
施策1 地域防災における女性の参画推進

地域における防災対策における意思決定段階に女性の視点を取り入れることで、すべての人が安全・安心を実感できる、災害に強いまちづくりを推進します。

また、さまざまな人に配慮した避難所運営とするため、啓発のための講座等の開催と、避難行動要支援者への支援を行います。



地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



注) 平成24年6月には「災害対策基本法」の改正があり、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。

(備考) 1. 原則として各年4月1日現在。

2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、24年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より内閣府作成。

出典：内閣府 防災白書 2018(平成30)年度版

施策の方向性

1 女性を含む防災組織の設立・育成促進

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
38	女性消防団員の入団促進	春季・秋季全国火災予防運動期間中に市内を巡回し火災予防の広報活動をするとともに、各行事、イベント等にて消防団入団促進を呼びかけている。	女性消防団員ならではの、きめ細やかな活動状況や特性を広報し、活動しやすい環境づくりと入団促進を図る。	消防総務課
39	各行事、イベント等において、地域で活動する婦人防火クラブ等との連携	各行事、イベント等に参加し、住宅用火災警報器設置推進広報活動を実施。また、春季・秋季全国火災予防運動期間中に広報物品、パンフレット等の街頭配布を実施し火災予防PRを進めている。	各種消防関連行事へ参加し、火災予防思想の普及啓発活動を行なう。	総務課

2 女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
40	女性の視点を取り入れた防災計画づくり	かすみがうら市地域防災計画の改定等の実施について、市の地域防災に関する重要事項を審議する防災会議委員を委嘱。	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を反映させた地域防災計画の作成に取り組む。	総務課

施策2 地域・家庭における男性の参画支援

固定的な性別役割分担意識や性差に関する認識が、特に男性に強く残っていることや、長時間労働などの働き方が家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担うことにつながっているとされています。

男性の家事・育児等の家庭生活への参加を促進するため、男性の働き方、暮らし方の見直しなどの意識啓発や情報提供等を通じ、男性中心型労働慣行の意識改革に向けて取り組みを進めるとともに、家事・育児・介護・健康・就業支援を充実させることで、仕事と生活の両立の支援を行います。

◆「男性は仕事、女性は家庭」という考え方をどう思うか◆



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

1 家事・育児・介護等に対する男性の参画促進

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
41	男性に対する意識啓発	取り組みなし	男性を対象とした講座等を開催することにより、男性自身の固定的役割分担意識の解消を図り、家庭生活への積極的な参画を促進する。	市民協働課

2 地域活動における男女共同参画の推進

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
42	地域における活動の支援	取り組みなし	区会・自治会、ボランティア活動等への参加のきっかけづくり、男女共同参画の視点への意識啓発等により、地域活動を支援していく。	市民協働課

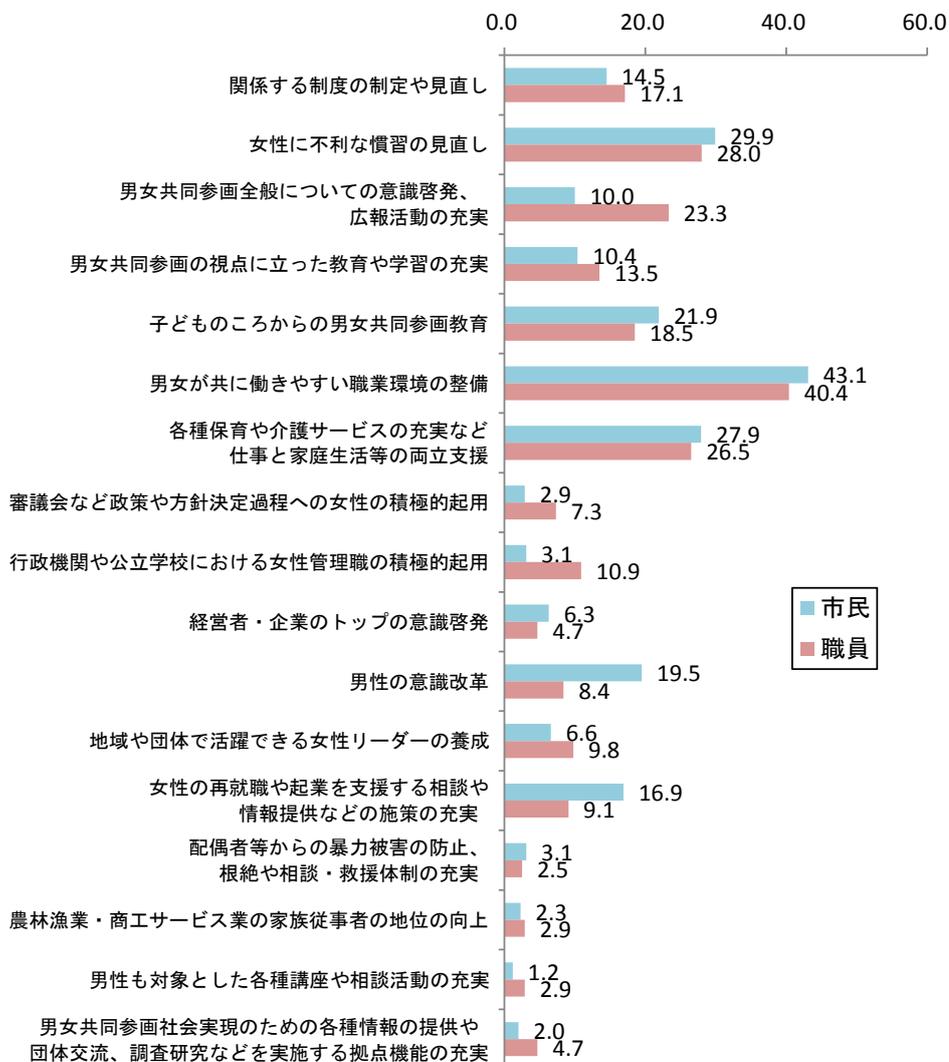
施策3 計画の総合的な推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を促進する上で、市の果たす役割は大きいものであり、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

同時に、男女共同参画意識の形成は、市だけでなく市民や事業者とともに取り組む課題でもあります。市は積極的な情報発信と、施策を推進するための体制の整備に努め、市民、市内で活動する団体・事業者等と連携を深めながら施策に取り組んでいきます。

また、国や茨城県、各種関係団体との連携・情報収集に努め、男女共同参画社会の実現にむけた推進体制を確立していきます。

◆男女共同参画を実現するために、市が今後力を入れていくべきこと◆



出典：2016（平成28）年度 男女共同参画社会市民意識調査

施策の方向性

1 庁内における男女共同参画の推進

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
43	庁内推進体制の充実	取り組みなし	幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、庁内推進体制の充実を図る。	市民協働課

2 計画の円滑な進行管理

No.	事業項目	現 状	今後の取り組み	担当課
44	男女共同参画推進施策実施状況の公表	取り組みなし	計画の着実な推進を図るために、計画に基づく施策の実施状況を毎年度把握し、その結果を市ホームページ等にて公表する。	市民協働課

第3章 推進体制と進行管理

1 推進体制の充実

(1) 市民・事業所との連携

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事ではなく自らのことであることを自覚して取り組むとともに、事業所等の参画も必要となってきます。そのため、市民や事業所との連携を進め、協働で事業を実施したり、市民や事業者が実施する事業についても市が積極的に協力するなど、協働による男女共同参画のまちづくりを推進していきます。

(2) 国・県・他市町村との連携

国・県・他市町村の情報収集を定期的に行い、市民に提供するとともに、本計画の効果的な推進を図ります。

(3) 市内の推進体制

市では、市内組織として関係部長で構成される男女共同参画推進会議を設置し、関係各課代表職員を検討委員として男女共同参画計画の推進を図っていきます。また、学識経験者等で構成されるかすみがうら市男女共同参画推進委員会により、男女共同参画計画の施策の審議や実施状況の点検、評価を行っていきます。

(4) 市職員の意識向上

男女共同参画社会の実現のためには、男性職員の育児休業取得促進や、女性職員の管理職登用など、行政から意識を変えることが必要です。あらゆる施策に対し、多くの意見・さまざまな視点を反映させていくため、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組めます。

2 進行管理等

- (1) 計画の進行管理や進捗状況の評価・点検については、定期的で開催している「かすみがうら市男女共同参画推進委員会」において行います。
- (2) 関係各課で事業実施の管理を行い、実施状況や財政など定期的に確認し、進捗を把握できるようにします。
- (3) 事業の適切な評価が行えるよう、相談や苦情等をはじめ、市民や事業者の意見・要望・評価など、データの収集整理に努めます。
- (4) 5年ごとの改定時点で、アンケート調査を実施するとともに市民や関係者などを含め関係分野から意見聴取し、幅広い視点の評価を行います。アンケート調査による指標項目については、調査を5年に1度としているため、意識調査実施年度に比較調査を行います。

